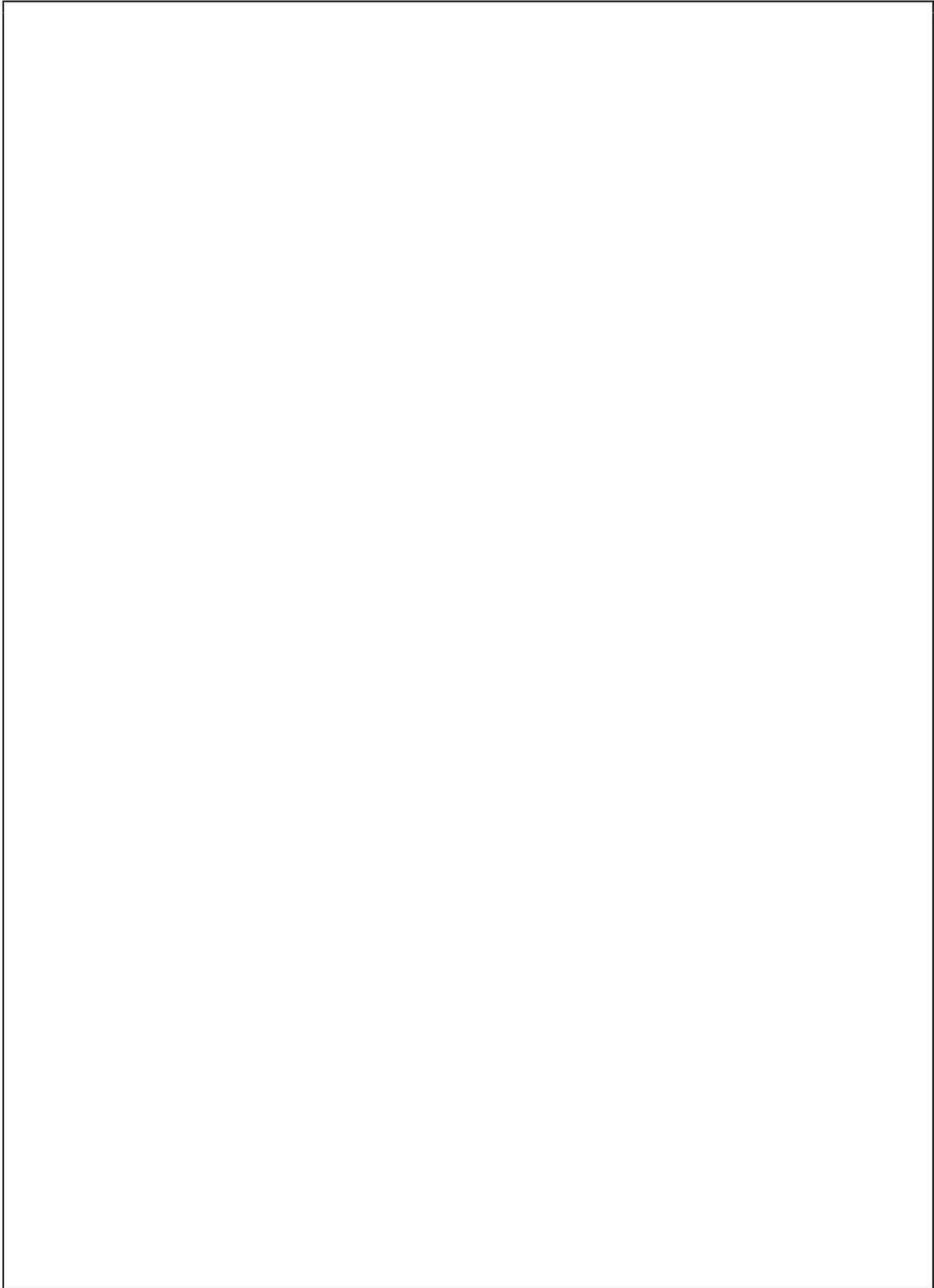


主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業に係る公聴会における公述人の応募様式

<p>1. ^(ふりがな)氏名 及び 住所 (法人にあつてはその名称及び代表者又は代理人の氏名並びに所在地) (複数の者が共同して申し出る場合には、その全員の氏名及び住所)</p>			
<p>2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス) なお、F A Xをお持ちの方は F A X 番号もご記入下さい。</p>	<p>(代表者名) 電話番号 - - F A X 番号 - - 電子メールアドレス</p>		
<p>3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に をつけてください。) A. 専らご自分の意見を述べていただく方法 B. ご自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問をする方法</p>			
<p>4. プロジェクターの使用の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>		
<p>5. 希望される公述の時間帯 (第 1 希望及び第 2 希望の時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)</p>			
<p>A. 2月 1日 (日) 13 : 00 ~ 17 : 15</p>	<p>第 1 希望の時間帯</p>		
<p>B. 2月 2日 (月) 18 : 00 ~ 19 : 45</p>	<p>第 2 希望の時間帯</p>		
<p>6. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に質問をすることを希望する場合は、意見及び質問の要旨) 意見・質問につきましては、「島田吉田線事業の公益性」や「島田吉田線事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記述してください。なお、<u>本事業についての事業の認定の審査にあたって勘案すべき事項と無関係な意見陳述及び質問はできないことにご留意願います。</u></p>			



記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいで結構です。

電子メールにより申出をされる方は、この様式の記載事項をまれなく記載していただければ上記様式による必要はありません。